

農業農村整備事業における「快適トイレの導入に関する試行要領」

1 趣旨

建設現場を誰もが働きやすい環境とする取り組みの一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的として、受注者が「快適トイレ」の設置を希望し、協議のあった工事を対象に従来型トイレとの差額を設計変更により計上できるものとする。

2 快適トイレの仕様

トイレは、次の設備・機能を満たすものとし、「快適トイレに求める機能 ~ 」及び「付属品として備えるもの ~ 」については、受注者は必ず備えるものとする。なお、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。快適トイレを男女別で各1台を設置することを標準とする。

【快適トイレに求める機能】（必須）

洋式便器

水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置を含む）

臭い逆流防止機能（フラッパー機能、必要に応じ消臭剤等を活用し臭い対策を取ることを）

容易に開かない施錠機能（二重ロック等、二重ロックの備えがなくても容易に開かないことが説明できること）

照明設備

衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】（必須）

現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

鏡と手洗器

便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】（より快適となるもので必須ではない）

室内寸法 幅 900mm以上×奥行 900mm以上

擬音装置（機能を含む）

着替え台

臭気対策機能の多重化

室内温度の調整が可能な設備

小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

3 試行内容

- (1) 快適トイレの設置に要する経費は、当初は計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- (2) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用するものとする。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。
- (3) 監督職員は、受注者が「快適トイレに求める機能 ~ 」及び「付属品として備えるもの ~ 」について、内容を確認できる資料及び見積書等により協議し、確認できた場合に費用を計上するものとする。
- (4) 運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとする。
- (5) 積算上限額を超える費用については、積み上げ計上しないが、現場環境改善費（率計上）の実施内容とすることができる。
- (6) 「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

4 積算方法

- (1) 快適トイレの費用は、51,000 円 / 基・月を上限に「積算上の差額」¹を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。（102,000 円 / 2基・月が上限）
 - 1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から共通仮設費に含まれている10,000 円 / 基・月（従来品）を差し引いた額。
- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円 / 基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費、積上分）に計上するものとする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000 円 / 基・月上限まで計上可能とする。

5 具体的な計算例

- (1) 1か月当たりの費用を算定（上限額の判定）
 - 実際に導入した快適トイレ費用70,000 円 / 基・月の場合(積算上の差額60,000 円)
計上する費用：51,000 円 / 基・月（上限額）
 - 実際に導入した快適トイレ費用40,000 円 / 基・月の場合(積算上の差額30,000 円)
計上する費用：30,000 円 / 基・月
 - 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス200,000 円 / 基・月(積算上の差額190,000 円)
計上する費用：102,000 円 / 基・月（上限額）

実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス100,000円 / 基・月 (積算上の差額90,000円)

計上する費用 : 90,000円 / 基・月

(2) 工期内に要した経費を算定 (3か月の場合)

上記(1)で算定した1か月当たりの費用(上限額)に設置月数と基数を乗じた費用を共通仮設費(営繕費、積上分)に計上する。

共通仮設費(営繕費、積上分) = (1か月当たりの費用(上限額)) × (設置月数、3か月) × (基数、1又は2基)

附則

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。